

県本部関係部課長 殿
県下各警察署長

通達区分	一般通達
有効期間	5年(令和3年3月31日まで)

宮本生企第1992号
宮本地第1032号
令和7年11月14日
生活安全部長

熊の出没による人身被害防止のための対応について(通達)

昨今、熊による人の生活圏への出没事案や人身被害事案が相次いで発生し大きな社会問題となっている中、令和7年度における熊による死亡者数は、令和7年11月5日現在、全国で13名と過去最多を更新するなど深刻な被害が生じている。

熊が出没した際の警察の対応については、これまで「熊等が住宅街等に出没した際の対応について(通達)」(令和4年5月10日付け宮本生企第871号ほか。以下「熊対応通達」という。)及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正について(通達)」(令和7年8月27日付け宮本生企第1544号ほか。以下「改正鳥獣保護管理法施行通達」という。)により指示してきたところであるが、最近の状況を踏まえ、改めて、熊の出没による人身被害防止のための警察の対応について、下記のとおり取りまとめたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

第1 基本的な考え方

熊の市街地への出没防止や出没した際の排除を含む熊の保護管理は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づき都道府県及び市町村の事務とされているが、市民生活の安全安心を司る警察においても市町村をはじめとする関係機関・団体(以下「関係機関等」という。)と連携しつつ、安全確保の呼びかけや避難誘導、警戒活動等を行うことにより、地域住民の安全確保を最優先に対応していくことが重要である。

また、同法第34条の2に基づく緊急銃猟(以下「緊急銃猟」という。)等を市町村が実施する際は、必要な協力をを行うことが求められている。

第2 平素の備え

1 警察における担当所属の決定

熊による人身被害が生じ、又は生じるおそれのある事案(以下「熊被害事案」という。)については、自治体をはじめとした関係機関等との緊密な連携の下、地域住民の安全確保に向けた迅速かつ的確な対応が求められることから、あらかじめ警察本部及び警察署における担当所属を決め、有事に備えること。

2 関係機関等との連絡・協力体制の構築

警察本部及び警察署において、関係機関等との連絡・調整を行う窓口を設定し、夜間・休日を含めた連絡体制を構築しておくこと。

また、熊の出没や目撃情報を認知した場合は、都道府県及び市町村に対し、熊の出没等に関する情報提供を必要に応じて行うこと。

3 対処訓練の実施

熊被害事案への対処要領や役割分担について関係機関等と認識の共有を図るほか、関係機関等と連携して、緊急銃猟の実施を含む熊被害事案を想定した対処訓練を実施すること。

4 教養の実施

熊被害事案に対応する可能性のある警察官に対し、同事案に対して適切に対応するため、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。)をはじめとした関係法令、熊の生態や装備資機材の活用方法等に関する教養を実施すること。

5 装備資機材の整備

各都道府県警察の実情に応じて、熊被害事案に対処するために必要な装備資機材の整備に努めること。

第3 熊被害事案認知時の対応

1 通報者の安全確保及び適切な状況判断

熊の出没に関する110番通報等がなされた場合には、通報者の安全確保を第一に考慮し、必要に応じて現場からの速やかな避難等を指示すること。

通報者の安全が確保された後、熊の出没時間、地域(市街地・山岳等)、出沒した熊の数、人身被害の発生の有無等について詳細に聴取すること。

聴取結果を踏まえ、当該通報の熊被害事案への該当性及び更なる人身被害発生のおそれの程度を評価し、これに応じて本通達記載の取組を行うこと。

2 関係機関等への迅速な連絡及び協力体制の確立

熊被害事案であると判断した場合には、速やかに市町村をはじめとする関係機関等に情報を共有するとともに、対処に向けた協力体制を確立すること。

3 地域住民への広報・情報発信

熊被害事案であると判断した場合には、熊被害事案の発生について、迅速な情報発信がなされるよう自治体や教育機関等へ速やかに情報共有するとともに、地域住民に向けた防犯メールや防災無線等の媒体による広報を実施することにより、更なる人身被害発生を防止すること。

4 現場対応

(1) 地域住民の安全確保

地域住民の避難誘導、現場周辺に対する立入規制、警戒活動等により、地域住民の安全確保を図ること。

現場周辺において警察車両による警戒活動を行う場合には、赤色警光灯、車載マイク等を活用するなどして、地域住民等に対する注意喚起を行うこと。

(2) 児童生徒の安全確保

学校やその周辺及び通学路において熊の出没事案が発生した場合は、学校関係者と連携し、登下校時間帯における警戒を行うなど児童生徒の安全確保を図ること。

また、教育委員会や学校等から、児童生徒の安全確保に関する相談・要望・協力依頼等を受けた場合については、必要な助言・協力等を行うなど適切に対

応すること。

(3) 人身被害発生時における被害者の搜索・救助

熊被害事案により負傷者又は行方不明者(以下「被害者」という。)を確認した場合には、消防をはじめとする関係機関等やハンターと連携し、被害者の搜索・救助に当たること。

特に山岳における搜索・救助については、熊との遭遇による二次被害のおそれが高いことから、当該地域における熊の生態について知見のある者から助言を受けるなど、熊による被害者への執着を含めた現場の状況をあらかじめ十分に見極め、必要に応じて熊の排除を先行させるなど、関係者と計画を立てた上で活動に当たること。

また、登山者の避難誘導や注意喚起については、状況に応じ、例えば関係機関等と連携した登山者の把握・呼びかけや航空機を活用した登山者の救助といった、市街地とは異なる対応を要することに留意すること。

(4) 受傷事故防止

装備資機材の活用や体制の確保等により、警察官の受傷事故防止に努めること。

この点、熊による人身被害においては、顔面を含む頭頸部の損傷によって重症に至る事例が多く確認されていることから、ヘルメットを着用するなど特に頭頸部への攻撃による受傷事故防止に留意すること。

また、現場に臨場する関係機関等の職員やハンター等についても、受傷事故防止のための適切な対応がとられるよう配意すること。

第4 排除等への協力

1 緊急銃猟

熊が市街地に出没した場合において、緊急銃猟、はこわな等による捕獲、追い払い等のうちいずれの対応をとるかの判断は市町村において行われるものであるところ、状況に応じて、市民生活の安全と平穏を速やかに確保するなどの観点から必要な助言を行うこと。また、市町村において緊急銃猟の実施に向けた検討がなされる場合には、「改正鳥獣保護管理法施行通達」に基づき、関係機関等と連携しつつ、適切に対応すること。

2 警職法第4条第1項に基づく駆除

熊が住宅街等に侵入し、現実・具体的に危険が生じ、特に急を要する場合は、警職法第4条第1項の規定に基づき、警察官がハンターに対して猟銃の使用による駆除を命じることができることとされていることから、「熊対応通達」に基づき対応してきたところである。

緊急銃猟の実施に向けた対応が行われている状況においてもこの運用に変更が生じるものではなく、例えば、突如として熊が暴れ出すなどの事態が生じ、特に急を要する場合には、警職法第4条第1項に基づく駆除について検討する必要があることに留意すること。

また、警職法第4条第1項に基づく駆除を要する場面が増加する可能性があることも踏まえ、当直時間帯を含め、判断を行う警察官をあらかじめ指定し、この

者を訓練に参加させるなど、適切な判断がなされるよう努めること。

第5 特殊銃（ライフル銃）を使用した熊の駆除

本年11月13日付けて、警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部を改正する規則（令和7年国家公安委員会規則第19号）が公布・施行されたが、特殊銃（ライフル銃）を使用して熊の駆除の任務を遂行をするための体制の確立、運用要領、熊の駆除に対応するに当たっての留意事項等は、追って通知する。